

地方自治法

〔 昭和22年4月17日 〕
〔 法 律 第 67 号 〕

(契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

《改正》昭38法99

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

- (1) 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
- (2) 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- (3) 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
- (4) 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として

政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

(5) 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

(6) 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第2号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

5 前3項の場合においては、次条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定は、これを適用しない。

9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

《改正》平18法53

地方自治法施行令

〔 昭和22年5月3日 〕
〔 政 令 第 16 号 〕

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

《改正》平26政345

(行政財産である庁舎等を貸し付けることができる場合)

第169条の3 地方自治法第238条の4第2項第4号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する庁舎等の床面積又は敷地のうち、当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分がある場合とする。

《追加》平19政33

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

〔平成3年5月15日〕
〔法律第77号〕

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
- (5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
- (8) 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

《改正》平9法70

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

〔平成11年12月7日〕
〔法律第147号〕

(定義)

第4条 この法律において「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項第2号へに掲げる暴力主義的破壊活動であつて、不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないもの（この法律の施行の日から起算して10年以前にその行為が終わつたものを除く。）をいう。

2 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。

那須塩原市暴力団排除条例

平成24年 3月29日
那須塩原市条例第3号

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は市内に勤務し、通学し、若しくは滞在する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

- (5) 密接関係者 次に掲げる者をいう。

ア 暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的な影響力を有する者

イ 暴力団又は暴力団員の活動について特別の利害関係を有する者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と関係を有する者であって、市が実施する入札に参加させることにより市の事務又は事業に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの

- (6) 暴力団員等 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

那須塩原市財務規則

〔平成17年1月1日〕
規則第50号

(行政財産の貸付等)

第149条の2 法第238条の4第2項の規定に基づき行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定しようとするときは、第151条の規定を準用する。この場合において、同条中「普通財産」とあるのは、「行政財産」と読み替えるものとする。

《追加》平24規則42

(普通財産の貸付け)

第151条 普通財産の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した借受申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借り受けようとする普通財産の表示
- (2) 借受期間
- (3) 借り受けようとする理由又は目的
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の借受申込書の提出があったときは、次に掲げるもののうち、必要な事項を記載した契約書案及び公有財産貸付調書を添えて市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 貸し付けようとする普通財産の表示及び借受者に関する事項
- (2) 使用目的に関する事項
- (3) 貸付期間に関する事項
- (4) 貸付料に関する事項
- (5) 貸付料納付の時期及び方法に関する事項
- (6) 使用上の制限に関する事項
- (7) 損害賠償に関する事項
- (8) 契約解除に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 前項の規定により市長の決裁を受けたときは、遅滞なく契約書を作成し、当該普通財産を借り受けようとする者と契約を締結しなければならない。ただし、極めて短期間の貸付けに係るものにあつては、この限りでない。

4 前項の規定は、普通財産の貸付契約の更新する場合に準用する。

5 前3項の規定は、普通財産貸付以外の方法により公有財産を使用させる場合に準用する。

《改正》平19規則29